

# 指定活用団体の申請の哲学と方法

一般財団法人

民都大阪休眠預金等活用団体

# 本日のプレゼンの流れ

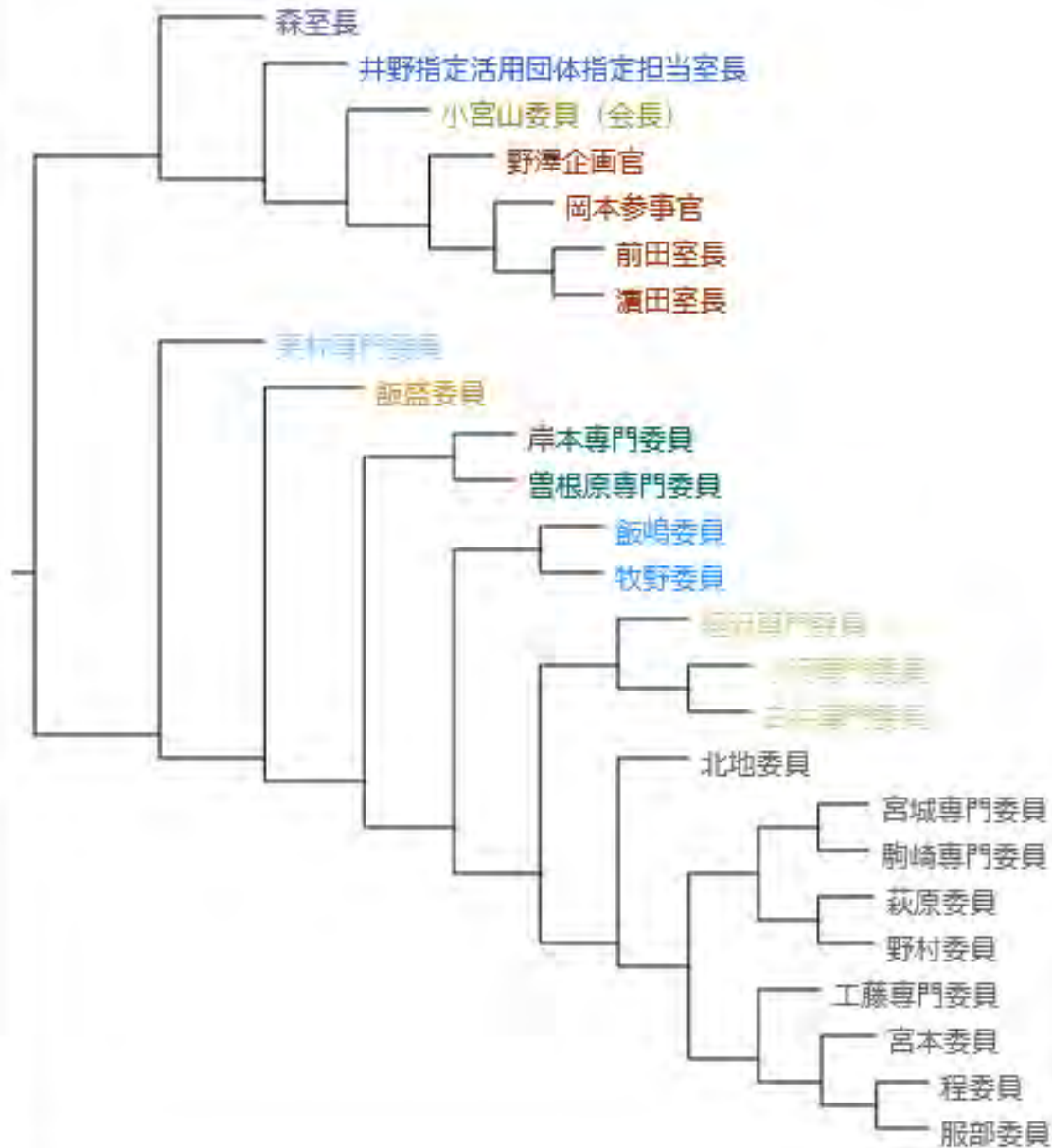
1. 「知の固定資産」による知の構造化
2. 休眠預金の資金に対する考え方
3. 「地方の代表」=「なんとなく東京の危険性」
4. 総理大臣指定の権威を組織構成及び組織運営に活かすこと
5. 組織：飛車角組織による段階的拡張
6. 当法人のガバナンス及び内部統制等の管理体制について
7. その他

# 1. 「知の固定資産」による知の構造化

**日本の非営利セクターに関する法制、税制、会計、助成、評価、文化、歴史に関するしっかりとした知識に基づいた計画**



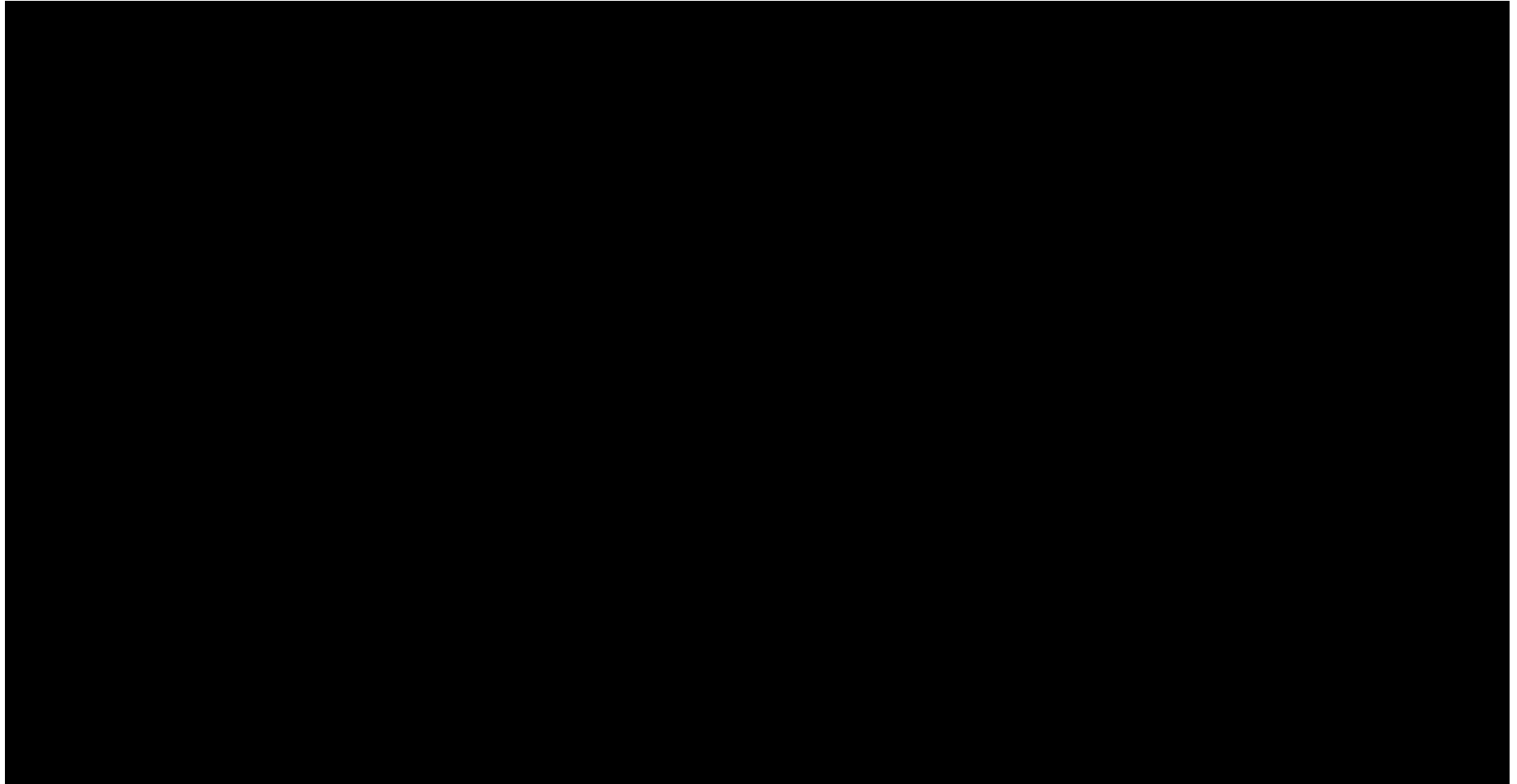
# 休眠預金等活用審議会での委員等の発言のクラスター分析(第13回まで)



# 「知」に対する真摯な態度からの疑問

- (議連・審議会が良い議論をしているにもかかわらず) 休眠預金活用の審議に多大な影響を与えた「**社会インパクト評価イニシアチブ**」(SIMI)の主張に対して、学術に携わる者として向き合い方に苦慮。
- 「社会インパクト評価」の定義をSIMIは指定活用団体公募開始後(本年6月)に大きく変更。
- 疑問が指摘されると、きちんと説明するのではなく、「**社会的インパクト評価志向原則**」を表明。志向することを原則とするということは如何なることか。

# 社会的インパクト評価の実際の事例



# 基本方針とどう整合させるか？

- EBP あるいはEBPM
- EBM (Evidence Based Medicine) から。  
薬剤の効果と副作用をチェック。研究不正に対する  
厳しい姿勢が前提。
- 社会的課題解決の評価＝シングル・イシュー解決の評価  
⇒プラスとマイナスのインパクトを評価の必要性。  
我々の提案：数量化が困難なものは定性的な提出物（先行例等）。  
その集合体を数量化、可視化。＝**学術論文のインパクト**  
トファクター⇒**評価指針策定等委員会**  
(注：指定後評議員には学術論文の「知の構造化」で学位を取得した  
東工大教授も)
- SIMIの主張の通り数量化できる団体には数量化をお願いする。但  
し、**数字の不正については厳格に対処**(＝基本方針)。



# ガラパゴス化する非営利法人 会計基準がバラバラで誰も理解できない。



旧民法第34条

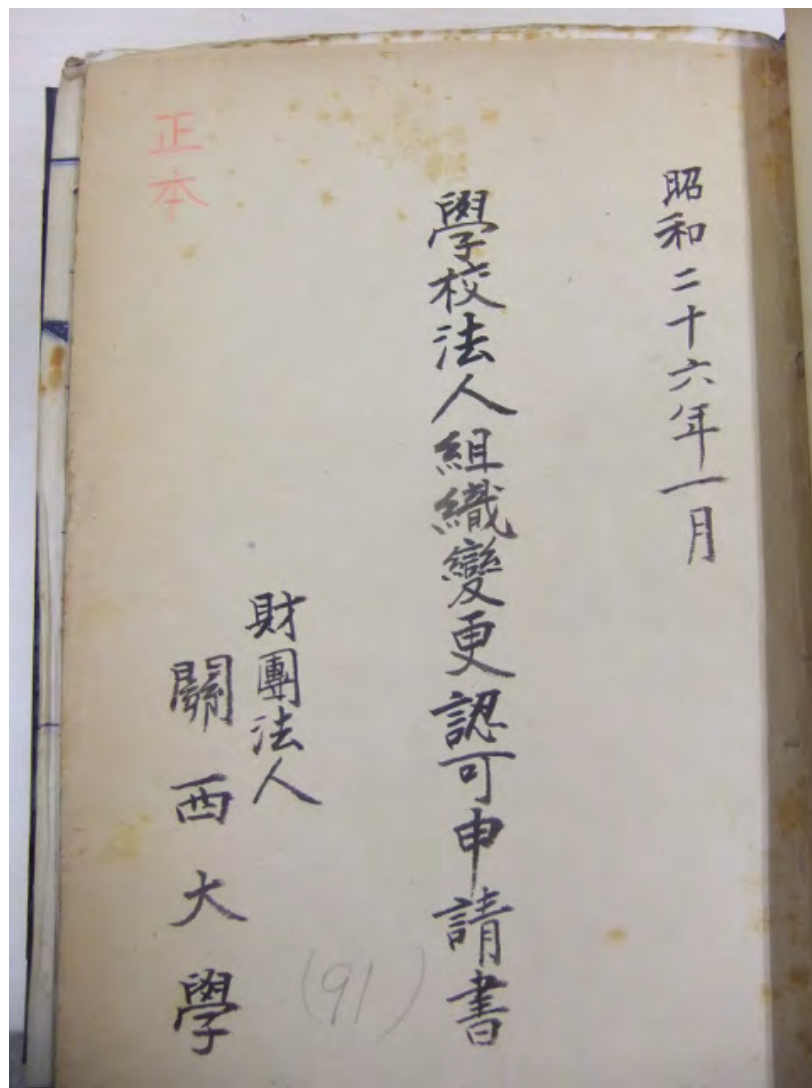
祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益

ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目  
的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ  
之ヲ法人ト為スコトヲ得

公益社団・財団法人  
20年度公益法人会計基準  
2008

公益法人制度改革関連3  
法2006年

一般法人



## 関西大学

お寺の一室を借りて  
活動する  
小さな任意団体から  
社団法人、  
財団法人を経て、  
学校法人に。

# 「知の固定資産」から見た 資金分配団体の要件

## ア) 選定における審査対象(業務規程第9条)

- 審査対象⇒「**特定公益増進法人の一部**」又は**認定特定非営利活動法人**(「**認定NPO法人**」という。両者併せて「**認定NPO等**」という)のうち助成を行う者に限定。
- ⇒制度的な担保を併用しなければ**欠格事由**調査などに多大なコスト。
- ⇒「民間公益活動を行う団体」が**相対値基準**で認定NPOになっていた場合に、**これらの法人が資金分配団体でなければ、助成金を受けた認定NPO法人が認定を取り消される可能性。**

対象法人数:

認定NPO法人: 1,030法人(内閣府平成30年9月14日現在)

公益法人: 9,564法人(内閣府平成30年8月末日)等。

認定されていない団体で資金分配団体を目指すならば、今から認定を取ってもらう。

# 認定NPOの相対値基準 概要 (税制上の寄付金控除の要件)

計算式 (多くの人・団体から支援を受けるという趣旨から)

受け入れた**寄付金総額** (対価性のない助成金含む)  
(但し、**一者当たり基準限度超過額**を控除)

≧ 20%

**総収入** (資金分配団体の助成金も入る)

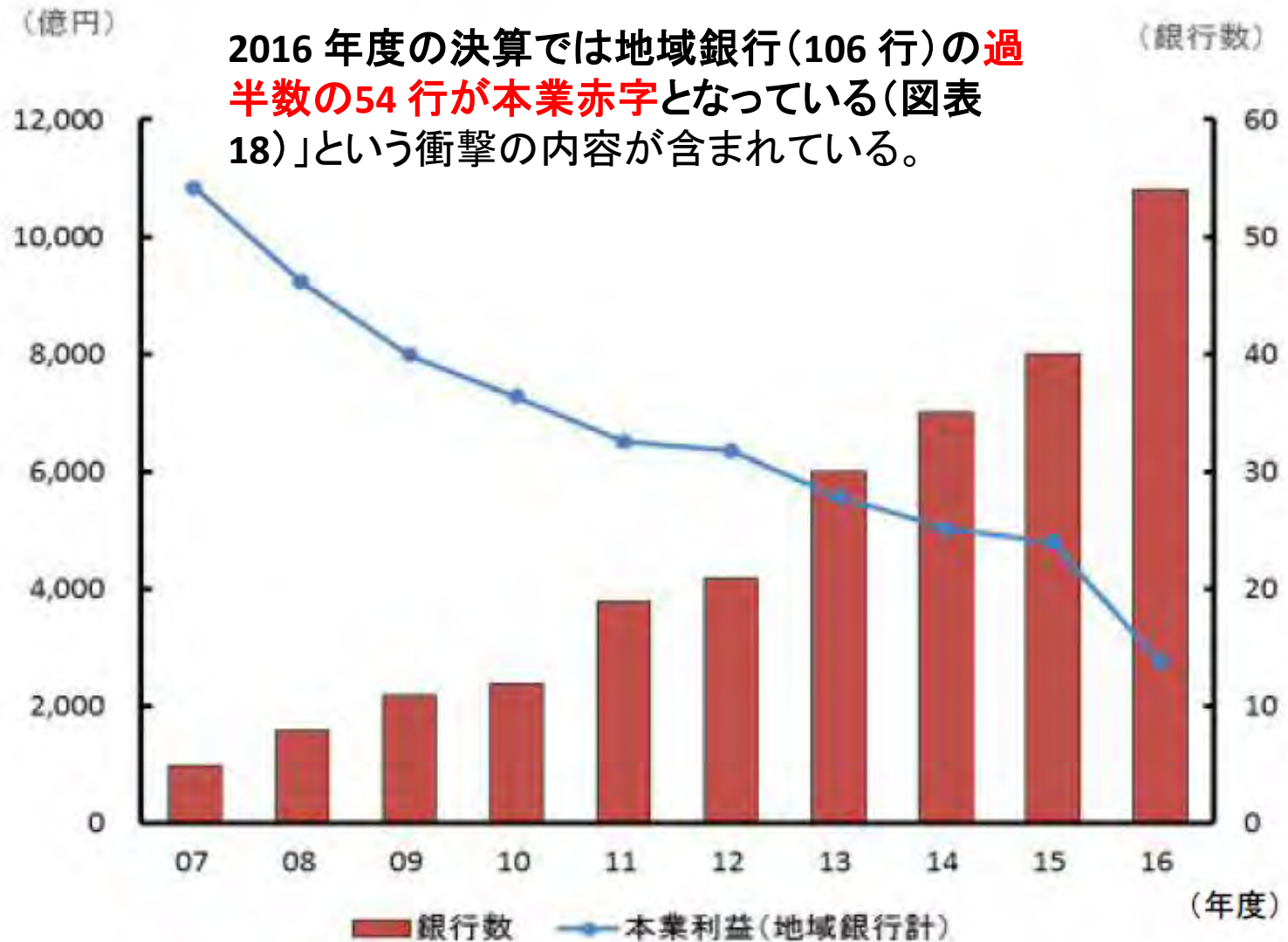
\*【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。  
<一者当たり基準限度超過額>が寄付金総額の10分の1を超える部分になる。  
「認定NPO等」ならば10分の50を超える部分となる。

**資金分配団体が認定NPO等でなければ、相対値基準の認定NPOである民間公益活動を行う団体の認定をはく奪させてしまう可能性がある。**  
これは必然的に、**指定活用団体も公益法人でなければ同様のことが起こりうるということである。**

## 2. 休眠預金の資金に対する考え方

**人々の「怨嗟」を受け止める。**

図表 18 地域銀行の本業利益と本業赤字銀行数の推移



(資料)金融庁

## 1. 非税金性と非寄付金性の両義性

- 税金でないから柔軟に挑戦的に使えるという考え方(非税金性)。
- 国全体の皆さんのお金だから(寄付金ではないから)、より注意して使わなければならないという考え方(非寄付金性)。
- 常にこれを両立させなければならない。

## 2. 文化的にはルサンチマン・マネー

- 金融システム全体が決して安定的でない中、全国の銀行等から私有財産が集められたことによる人々のルサンチマン(怨念)が付加されている。
- 何よりも「手続き」に疑念を挟む余地のない「**手続的清廉性**」が必要。
- それプラス無駄をしていないかという観点からの「**経済性**」が必要。

# 不正と誤謬の区別は困難。 ともにゼロを目指す必要。

- **ルサンチマン・マネー**という観点からは、不正を起こさせないと言うだけでは足りず、誤謬を起こさせないという観点も必要。
- ⇒会計学関係者を大量に評議員に。あらゆる会計基準に対応可能な布陣。
- **科研費(税金ベース)の間接費の考え方を導入。**助成金の30パーセントは組織が自由に(=**流用の誤謬リスクを軽減**)。人件費、評価費用も可とする。
- 評価や監督において「鶏を裂くに焉んぞ牛刀を用いん」
- 上記を果たした上で最大の効果・成果を狙う。



# ブレイクダウン担当方式 クロスボーダー選考

ルサンチマン・マネーの特質から少なくとも5年後にはすべての都道府県の「民間の公益を行う団体」に休眠預金等の資金が行き渡ることが必要。  
⇔ばら撒きにしてはならない。

